

Ⅱ 受験資格

1 対象者

受験資格を有する者は、下表の「受験対象者」ア、イのいずれかに該当し、かつ、必要実務経験期間を満たす者としてします。

受 験 対 象 者			必要実務経験期間
ア	法定資格	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士	通算実務経験年数が <u>5 年以上かつ</u> 、当該業務に従事した日数が <u>900 日以上</u> 注 1, 2, 3, 4, 5
イ	「別記」（P11）に掲げる相談援助業務に従事する者		

注 1 「従事した日数」とは、実際に相談・介護等の業務に従事した日数（休日、休暇、病気、休職、出張、研修等で相談・介護等の業務に従事しなかった日を除いた日数）をいいます。

注 2 対象者の具体的な判断については、「受験対象者」に列举されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務、教育業務、営業、事務等を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。

注 3 必要実務経験期間は、試験日前日（令和7年10月11日（土））までに満たしていることが必要となります。

注 4 実務経験期間の日換算については、一日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなします。（常勤・非常勤・パート・アルバイトの区別はありません。）

注 5 法定資格に基づく業務の場合、**期間の開始は当該免許等の登録日以降**になります。

2 介護支援専門員登録に係る欠格事由

下記に該当する方につきましては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2に定める、介護支援専門員の登録を受けることができません(試験を受けることはできます)。

該当される方が試験に合格された時は、実務研修実施機関へ必ずご連絡ください。ご連絡のないまま実務研修を受講した場合、たとえ研修を修了しても登録できない場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない方(※)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの方(※)
- (3) この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの方(※)
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした方
- (5) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない方
- (6) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない方
- (7) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした方(登録の消除の申請について相当の理由がある方を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない方

※ (1)に該当する方とは、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方をいいます。

(2)、(3)に該当する方とは、判決の言渡しがあった後、法定の控訴又は上告の期間を経過して判決が確定した方をいい、現に公判、控訴、又は上告中の方は除かれます。

なお、「禁錮以上の刑」とは、禁錮、懲役及び死刑をいいます。(2)には執行猶予期間中の方も刑に処せられた方に含まれますが、刑に処せられることなく執行猶予期間を過ぎた方は含まれません。

また、実際に刑の執行を受けた方であっても、当該刑の執行を終わり罰金以上の刑に処せられることなく一定年限(禁錮以上の場合は10年、罰金の場合は5年)を経過した場合には、該当しません。

3 「別記」(相談援助業務に従事する者)

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
(a)	○特定施設(有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)入居者生活介護	○生活相談員	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第175条第1項第1号
(b)	○地域密着型特定施設入居者生活介護	○生活相談員	介護保険法第8条第21項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
(c)	○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○生活相談員	介護保険法第8条第22項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
(d)	○介護老人福祉施設	○生活相談員	介護保険法第8条第27項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号
(e)	○介護老人保健施設	○支援相談員	介護保険法第8条第28項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号
(f)	○介護予防特定施設入居者生活介護	○生活相談員	介護保険法第8条の2第9項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
(g)	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業	○相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第19項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
(h)	○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業	○相談支援専門員	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
(i)	○生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業	○主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項 生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア